

て、ちよつといろんな意見があつて、障害者団体の皆さんのまず意見をよく丁寧に聞いていかなければいけないということと、あと、現実的にそれが実際可能かどうか。

ちよつと護国寺の場合は、先ほど御説明あつたとおりの状況がありましたので、若干特別な状況であれを造つたということでありますので、安全それが定着するという今の御意見は御意見としてしつかり承りたいと思いますが、ちよつとそれは少し、視覚障害者団体の皆さんともよく検討させていただければと思います。

重ねてになりますけど、できるだけ毎年着実にホームドアの設置を、二〇二〇年度の目標で終わりではなくて、その後の継続的な目標を掲げて、その設置をしつかりと進めていくということに努力していかなければいけないと、そういうふうに思っているということでございます。

これは、交通政策基本計画、これ、二〇一五年の二月十三日に閣議決定した第二章の中にホームドアを設置するというのが、初めて具体的な数字を入れましたので、これを継続、発展をさせていきたいというふうに思います。

以上です。

○木村英子君 ありがとうございます。

もちろん、ホームドアを付けるにはかなり予算も掛かりますし、時間も掛かると思っています。視覚

障害者の人が毎日通勤や通学しているときに、すごく怖がりながらそこを通るわけですね、警告ブロックの上を。なので、資料四のところを見てもらうと分かるんですけども、誘導ブロックが引かれているところというのは、階段脇両側の右か左に曲がる、一、二メートルぐらいしかないのでですね。誘導ブロックというのは真つすぐ歩いてくださいというサインだと思ふんですけども、これは、この誘導ブロックは必ず警告ブロックの先端つこを指していますよね。先端つこに行かざるを得ないんですね。ですから、真ん中にその誘導ブロックを引いてもらえれば安全だという視覚障害者の方々の御意見もあります。

ホームの端の内方線を中央の線状ブロックと誤認するということですが、通常、階段からホームに着いた後、直角に曲がり数メートル歩かない限り内方線付き警告ブロックには出くわしませんし、ホーム中央の誘導ブロックは階段の延長線上の真つすぐな動線ですから、そもそも直角に曲がる必要はなく、誤認するということはほとんど考えられないと聞いています。

様々な障害者団体からの意見はあるとは思いますが、これからも障害を持った当事者の意見を重視した上で、ホーム中央の誘導ブロックについても検討をしていただきたいなと思っております。

もう時間がないので。視覚障害者の人たちがこ

れから駅を安心して利用でき、また、視覚障害者に限らず全ての人の転落事故を防ぐためには、まずホームドアの設置が絶対に必要だと思ひます。さらに、日常的に危険と隣り合わせで駅を利用する視覚障害者の人たちにとって、護国寺駅で実践されているホーム中央の誘導ブロックは事故を回避するための最も有効な方法と考えます。したがって、ホームドアを設置するまでの間だけでもホーム中央の誘導ブロックを早急に各駅に設置していただけるよう考えていきたいと思ひます。

今日は……

○委員長（田名部匡代君） 申合せの時間が来ておりますので、質疑をおまとめください。

○木村英子君 済みません。はい。

今日は見守りにについてもやりたかったんですが、時間がありませんので次回にさせていただきます。ありがとうございます。

○上田清司君 まず、赤羽大臣始め政務三役の皆さん、国土交通省の皆様には広範囲な行政分野に御尽力を賜っていますこと、改めて厚く御礼を申し上げます。

大臣の所信表明に沿って、四点に絞って質問をさせていただきます。

まずは、コロナ対策のうち中小企業対策でございます。

二月二十七日に安倍総理が夕刻に記者会見をさ

れ、私も、これは中小零細企業に大変なことになるだろうというようなことを考えました。たまたま夜に青色申告会の県の副会長から電話があつて、こういうときにはいつも有利な金利だとか資金繰りの件での設定が出されるけれども、むしろ返済の猶予の方が有り難いんですよというふうなお話がありました。

そこで、早速、次の日に私は、県の商工会連合会の専務理事、商工会議所連合会の専務理事、六百からの組合を総括する中小企業団体中央会の専務理事、県の保証協会の会長、そしてまた県の産業公社の理事長にお目にかかり、ヒアリングをして、実際何が一番有効か。もちろんいろんな組合せがあるんですが、一般的に言えば、返済というのは、事業が継続されて、利益が出て、売上げがしっかりと出ていると、ゆえに返済ができるということが前提になっているわけですが、それが条件が異なってきたときに、当然、返済がしにくくなる。

まさに今回のコロナウイルスに係る事案は、まるつきり条件が変わってしまったという事例ではないかということでございますので、私は、この「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」ということで、資金繰り関係でも、セーフティーネット保証、貸付け条件の緩和、また金融機関への配慮要請ということで、特に一、

二、三、四のうちの二のところ、返済猶予等既往債務への条件変更についても対応していただけないことでございますが、まさにこの順番からして三番手にあつて、なおかつ四項目の中の一項目という形ですので、いかにもこの部分がやっぱり弱い、こんなふうには思っております。

中小企業庁の政府委員の方から、この債務返済の猶予あるいは停止、半年ほどのそうした検討というのは内部でなされているかどうか、お伺いしたいと思います。どうぞお願いします。

○政府参考人（鎌田篤君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響につきましては、各地域や、各業種の企業や業界団体に累次ヒアリングを行うとともに、特に中小企業につきましては、全国千五十か所に設置した経営相談窓口において情報収集を行っているところでございます。

相談窓口には幅広い事業者から資金繰りに関する相談が寄せられているところでございます。こうした状況を踏まえまして、二月十三日に取りまとめた第一弾の緊急対策におきましては、五千億円規模の融資・保証枠を確保し、事業者の資金繰りを徹底的に支援しているところでございます。

中小企業の事業継続にとりまして資金繰りの確保は何よりも重要と認識をしております。そのためには事業者に必要な資金を供給する融資、保

証に加えまして、御指摘のとおり、既往債務の返済を猶予することも極めて効果的な支援策であるというふうに認識をしております。

このため、三月六日には、財務省、金融庁などの関係省庁と連携しまして、官民の金融機関に対して、事業者の状況を丁寧フォローアップしつつ、既往債務の返済猶予等の条件変更につきましては迅速かつ柔軟に対応するように、二月七日、二月二十八日に続きまして改めて要請を行ったところでございます。

経済産業省としましては、所管する政府系金融機関及び各信用保証協会が一般の要請に沿って事業者に必要な応じた十分な対応を行うよう、しっかりと指導していくこととしております。

以上でございます。

○上田清司君 大臣、所管外だということで事務方的には言われておるんですが、私はちょっと独自の考え方をしております。

連立与党を代表して赤羽大臣は閣僚となっておられます。連立与党の、まさに公明党の政策の一丁目一番地みたいなところでもこの分野はあります。そういう意味でも、いろんな意味でのメニューを用意しているんですが、確かに一定程度の資金を用意して貸出金利をほとんど無利子でやってくとか、あるいは無担保無保証でいくとかというの、政府としてはやりやすい、一定の資

金を持っていれば。

条件緩和の話は相手側がありますので、政府系金融機関にしても、あるいは民間の金融機関にしても、当然、政府が強要できるわけではありません。予算でできるものでもありません。したがって、ある意味では強力な協力要請、強力なこの御理解というものが必要ですので、まさに政府を挙げてというような、これは丁寧な要望をしないとそこまで行かない可能性があると思います。文書ではこうして出てきます。

そういう意味でも、赤羽大臣、担当の財務大臣、あるいは金融庁長官、あるいはまた農林水産大臣、農林中金もありますので、そうした方々含めて、是非しっかりと総理も含めてアピールをしていただき、実現ができるようにお願いをしたいと思っておりますので、所感だけ述べていただければ有り難いと思います。

○国務大臣（赤羽一嘉君） 上田先生は現場のことをよく御承知だと思いますし、その現場のことを御承知の上での御提言だと思います。

また、今回のコロナウイルスの事案というのは相当な厳しい状況だということで、恐らくこのセーフティーネット貸付けとかいろいろやっても結局借金が増えるだけだとかいろいろな側面があったりとか、無担保無保証とかいいながら、現実には個別対応でそうはならないというのは私自身も経

験をしてまいりました。

そういう中で、返済猶予ですとか無利子融資みたいなことも相当効果があるけど、なかなかやりにくい、簡単には。するとモラルハザードを起こしてしまうということですが、それは相当厳しい状況だという認識の上で、私も中小企業を抱える業界所管分野の責任者として、こうしたことは政府部内でも、また公明党の連立与党の、私党を代表するとは誰も認めてくれないので、一員として、そうしたことをしっかりと申し入れていきたいと思えます。

今日の夕方、この後、新型コロナウイルスの感染症対策本部が開催して、そこで緊急対応策の第二弾が発表になります。そこについては、もう麻生副総理も、民間金融機関に対してそうした、今、上田先生言われるような返済猶予のことをかなり強く要請するというのがもう活字になっておりますので、そうしたものが出るよう、ちよつと出ることかどうかまだよく分かっておりませんが、そうしたことを注視しながら、多分第二弾では終わらないと思えますので、第三弾、第四弾で今の先生の提言をしっかりと受け止めながら適切な対応をしっかりとしていきたいと。

ちよつと所管ではありませんけど、ちよつとあって、御質問ですから答弁させていただきました。
○上田清司君 ありがとうございます。よろしく

お願いいたします。

二番目に、大臣所管の二つ目について、大臣の方は、観光は成長の柱、地方創生の切り札と、このように申されております。確かに日本における数少ない成長分野で、気持ちは分かります。はい、柱と云うには細過ぎるのではないかと、この規模感というのはいわゆるインバウンドは一千万が三千万になったというこの規模感というのはいわゆるインバウンドのGDP比です。この部分は、約五百五十兆と見て、ざっくりといけば〇・八%だと。

観光庁長官、おいでですね。この数字は間違いありませんか、GDP比〇・八%。
○政府参考人（田端浩君） ただいま先生御指摘の数字については現時点ではちよつと詳細にはお答えできませんが、私の方でもまた数字その他をしっかりとチェックをしておきたいと思えます。

○上田清司君 御案内のように、現在その〇・八%だということで、六千万にしていこうというお話もございますので、あるいはそれが一・六%と

いう世界があるのかもしれませんが、しかし、例えば、稼ぎ頭の自動車、自動車部品が十七兆ぐらい、あるいは電気機器等々は十五兆から十六兆ぐらい、それ以上にでかいのが個人消費ですね。日本のGDPの六割といえますので、五百五十兆と見て、これが三百三十兆と、全然桁が違うわけですね。そりゃそうですね。一週間か十日いて十五六万円使う方と、年間を通じて生活をしている日本人が使うお金との差があるわけですから。

そこで、資料を二枚、①と②を配付していただきました。私は、順番が少し遅くなりましたが、済みません、資料の方を先に配ってお話をすべきだったんですが。

実は、大臣、国税庁が押さえている給与所得者の平均が約四百二十万円でございますね。すると、これ、この方々の賃金が余り上がらないんですね。今資料を配付しておりますが、日米独のグラフ、一九九五年を起点にしてデータを出させていただけいておりますけれども、日本とドイツの生産性は変わっていない、そんなに変わらない。よく日本の生産性が低いと言われていますが、実はそうでもないんだということもあらかじめ言った上で、そして、賃金だけは一九九五年時点で日本は下がりました、ドイツは一・五倍、アメリカは二倍だと。したがって、消費のデフレーターも下がっている。

こういう実態がある以上、なかなか個人消費が増えない、また消費税増税という形にもなっておりますので、むしろ日本の経済成長の柱というのは個人の消費を高めることにあるのではないかと、いうふうな認識を私は持つておいて、そのためには賃金を上げなくちゃいけないと。仮に四%上げれば、四百二十万の給与所得者の平均値、十三兆二千億ぐらいぐくつと増えますね。そうすると、やっぱり成長の柱よりもっと大きいと。

そういう意味で、もちろんインバウンドも重要ですけれども、もうちょっと成長の柱と云うには細過ぎるので、国土交通省としてはもっと強い柱をアピールする必要があるんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（赤羽一嘉君） 我が国のGDPに対する寄与度はどうかと言われたら、上田先生のおっしゃるとおりだと思います。

加えて、もちろん賃金が上がって個人消費が進むということが一番大事なんですが、自公政権、安倍内閣ができてもう七年を超えました。円高、デフレ不況と言われているところからかなり脱皮をしておると言われていますけれども、なかなか賃金が明確に上がっているという感じではない、個人消費がなかなか回復しないというのも事実だと思います。

雇用なんかは随分良くなっているので、経済全

体としては良くなっていると私は思っておるんですけど、そこはもう最後の、何というか、もう一歩景気回復が本格的にならない、一番それは大きな問題だというふうに思います。ですから、そのことは全く、別にそれで、そういうことを無視して細い柱を無理やり切り札と言っているわけじゃないと。

具体的には、私、四つの柱ということで、防災・減災が主流となる安全、安心な社会づくりということ、建設業、土木業とか、地域を支えるという意味でそうしたことも書かせていただいておりますし、安全、安心な移動環境の整備ということ、自動走行ですとか自動車産業のことも言及しておりますし、持続可能な地域社会と経済成長の実現という意味でも、そっちの方がやっぱりポーションは大きいと思います。

ただ、私がなぜ観光をとこういうことを言うかといいますと、観光というのは十年ぐらい前までは産業とは余り思われていなくて、遊びの延長みたいなところで、国の予算というのも本当に微々たるものだったと思います。しかし、そうでありながら、自公政権の中で観光を産業にするんだということ、様々なことをやり、インバウンド一つ見てもかなり数は上がってきて、消費も多分〇・八%ですけど、少なからず、そういう統計も取られるようになったと。

私思うんですね、一番の大きなことは、経済的なインパクトというよりも、少子高齢化で過疎化が進んでいる地方ですけれども、行けば行くほど、やっぱり外国人とか日本人の旅行者をお迎えして、そして地元の観光資源の良さというのを再発見する。やっぱり自分たちの土地も捨てたもんじゃないんじゃないかということで、その地域の人たちが主体者となって地方創生に立ち上がっているという成功例がたくさんあるということはこの職によつて知りまして、それはまだまだほかの地域でもそうした発展ということは、非常にそういう、何というか、数字というよりも定性なところというのかな、その効用つてすごく大きいということ、観光資源をもっと磨きを上げて、それぞれの地域が誇りを持てるようにという思いで、切り札の一つと書けばよかったのかもしれないが、そういうした表現にさせていただいたところです。

○上田清司君 資料の三と四と御配付をお願いいたします。

まだ雇用に関しても論争したいところですが、時間がありませんので、今日は、また機会いたしたいと思っております。

公共交通の維持確保でございます。実は、路線バスがこの五年間で六千キロなくなっているんですね。この六千キロという距離数は、四国を除いて、北海道から九州まで日本一周ができると、ざ

くつと言えばそういう距離なわけですね。今回、法律案の一部改正で、大変工夫をされた部分もあって評価をしたいところではありますが、同時に、平成二十六年に地域公共交通網形成計画が作られて、まさに対策が取られてきたわけですが、資料三に見られるように、決して歯止めが掛かったわけじゃないわけですね。年々路線バスが廃止されていくというこのプロセスは変わっていないと。なぜそうなのかという路線ごとの分析、これ、都道府県ごとにあるいは市町村ごとに、なぜ存続ができていいのか、なぜできていないのかとか、こうした分析が十分なされていない、私はそのように思っております。この部分に関して、率直にもう大臣にこれを伺いたいんです。

私は、むしろ存続がうまくできたようなところ、これは当然、県や市町村で補助金も出しています。存続ができているところなんかは、五年以上も存続ができれば、その県や市町村が出している補助金の半額ぐらい、後で国が交付するぐらいの支援をする。つまり、存続ができないところは何のある意味では補助金も出ないわけですから、存続がどんどんできるということになると、国もまた更に支援するということになりますので、よりインセンティブが湧くと思うんですね。

これは重大なことでありまして、これからまた更に五年たったら六千キロなくなっていると。国

鉄じやありませんが、五年置きに再建計画というようなことになりかねないような計画になったらどうするんだということを私は危惧しておりますので、大臣、この点についてお答えをいただければと思っております。

○国務大臣（赤羽一嘉君） 少子高齢化、人口減少化が各地で進んでいて、公共交通の維持というのは大変難しくなっているというのはもう先生の御指摘のとおりだと思います。

他方で、高齢者の皆さんの運転による交通事故が大変増えているというのも事実で、同時に、各家庭でお父さんの免許を返還するかどうかみたいなことで、それが親子げんかの一番のネタになっているみたいな話で、自動車の免許の返還というのも非常に進んでいますけど、そうしたこの見合う公共交通機関というのが大事だと。そういう意味で、路線バスをどう維持するかというのは非常に大きなテーマだというふうに思っております。

いろんなところで工夫をされていて、埼玉県でも、東秩父村ですか、何バスだか、ちよつとさっきまで覚えていたんですけど、済みません。（発言する者あり）あつ、イーグルバスの展開とか。私の神戸の北区というところも非常に便利の悪いところなんです、三つの町の中で自動走行のコミュニティバスをトライして結構うまくいっていたりとか様々な、あと兵庫県でいうと、豊岡市

というのが非常に有償旅客のサービスをうまく使ったりとか工夫していきまして、それというのは、なかなか、横串というか横展開していくということとはすごく大事だと思います。

そうしたことを、なかなか今まで国の支援というのがなかったという御指摘だと思いますので、そうしたこともしっかりと本当に喫緊の課題として受け止めて、国としてどう支援ができるのか、ちよつとしっかりと検討して適切な対応を考えてみたいと思っております。

○上田清司君 是非、丁寧な分析をやっていたいただきたいと思えます。

最後に所有者不明土地についてですが、資料の四を見ていただければ分かりますように、かつて九州と同じぐらいの面積が所有者不明土地であるというようなメディアの報道がございました。

私は、即座にこれはうそだろうと思いません。なぜならば、百軒のうち二十軒ぐらいは所有者不明だという話になってしまいますので、そんなこととはないと、住宅が百軒あって二十軒も所有者不明だったら課税当局がよっぽど怠けているんだと、行政は怠慢だと、こう思わざるを得ないので、これはうそだと思いましたがで埼玉県ですぐ調べました。

そうしたら、〇・一％は登記も課税もされていない、だから全く分からない。登記はされてい

ないけれども課税しているので課税当局がしっかりと押さえていると、これが一％でした。つまり、九八・九％は押さえているという話だったんですね。

したがって、日本国においてまさか二二％も所有者不明土地というわけではないと思っているんですけども、本当の数字というのは、本当の概念というのは一体何なんでしょうか。大臣はどう思われますか。

○政府参考人（青木由行君） お答え申し上げます。

今先生御指摘になりました数字は、平成二十八年、二十九年度で、地籍調査で不動産登記簿で所有者の所在が判明しなかった土地というのが筆数ベースで約二割ということでございます。この地籍調査におきましては、実施主体の市町村がその後いろんな手を尽くして苦労して探索を行った結果、最終的には地籍調査ベースでいけば筆数では約〇・四％ということになっていることでございます。

ただ一方で、地籍調査もそうなんですけれども、登記簿に当たって約二割連絡が付かないというところから最終的に所有者の不明の土地を〇・四％まで絞り込むまでに膨大な時間、費用、労力、これは公共団体も含めて社会的コストが相当掛かっているということは、これ極めて深刻な

問題と思っております。これは公共事業の用地取得を始めいろんなところで問題になっている。このための対応を今いろんな形で、例えば所有者不明土地法などで措置を行ったということを含やっていますと、こういう状況でございます。

○上田清司君 今お話しのとおり、実際は〇・四四ぐらいだということですが、私も新年会で、埼玉県選出の衆議院議員が、九州ほどの面積の土地が分からないんだと言ったようになっておられたので、この人分かっていないなんて思いますが、気持ちがあつたので、思ったところなんです。

やはりこれは、法務省あるいは財務省等とも一緒になってきちつとしたことを国民にアピールしないと、よっぽど行政というのは怠けているのかと、二割も分からないのかと、誰のものか、こんなことどうするんだというふうに私は思われかねないというふうに思っていますので、真の数字を是非、赤羽大臣のリーダーシップの下で数字を明らかにしていただいて、丁寧に、大方は押さえているんですよということを日本国民に知らせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（田名部匡代君） 時間が過ぎておりますので、大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣（赤羽一嘉君） この所有者不明土地とか所有者不明な土地も含めて、大変、土地の

所有の在り方、管理の在り方も大事ですので、今国会、法案提出も予定しておりますので、国会での議論、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（田名部匡代君） よろしいですか。

○上田清司君 はい、結構でございます。

○委員長（田名部匡代君） 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時十八分散会